

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校の分散登校期間について（通知）

みだしのことについて、分散登校の実施期間を下記のとおりとしますので、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、本県においては、特措法に基づく緊急事態措置は解除となりましたが、再流行が懸念されていることから、引き続き、十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 分散登校期間の取扱等

- (1) 5月21日（木）から5月31日（日）までの期間は、原則、分散登校とする。
- (2) 6月1日（月）から通常授業とする。（一部の特別支援学校においては状況に応じて対応する）

2 分散登校期間の授業の実施方法等について

- (1) 実施方法
 - ① 家庭と連携した健康観察やこまめな手洗い、登下校時を含むマスク着用の指導等、保健管理を徹底すること。（参照：令和2年5月8日付け教保第229号）
 - ② 集団感染のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、クラスの半数参加などの人数制限、学年別・クラス別の日時の割り振り等、対策を講じること。
 - ③ 教室等の換気は気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。（空調使用時においても換気は必要であることに留意すること）
 - ④ 特に音楽科、家庭科、保健体育科等の実習を伴う教科の指導については、留意すること。（参照：令和2年5月1日付け2文科初第222号）
- (2) 進路指導等の配慮
特に進路指導等の配慮が必要な最終学年等の幼児児童生徒が優先的に学習活動を再開できるよう授業日を設定すること。
- (3) 特別支援学校については、上記を原則とするが、重篤化する基礎疾患等を有する幼児児童生徒が多いこと、多くの幼児児童生徒がスクールバス等で一斉に登校する等の課題を学校が抱えているため、教育活動の再開については、障害の種類や程度等を踏まえて実施すること。
- (4) その他
健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

3 通常授業再開後の感染症対策等について

- (1) 家庭と連携した健康観察やこまめな手洗い、登下校時を含むマスク着用の指導等、保健管理を徹底すること。(参照：令和2年5月8日付け教保第229号)
- (2) 教室等の換気は気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。(空調使用時においても換気は必要であることに留意すること)
- (3) 多くの幼児児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底すること。
- (4) 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別が生じないように十分に配慮すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する保健教育を徹底すること。(参照：令和2年5月7日付け教保第219号)
- (6) 学寮及び寄宿舎においては、健康観察シート等による毎朝晩の検温及び風邪症状の確認、体調不良者に対する静養室の準備等、学寮及び寄宿者における感染症対策を講じること。
- (7) 学校における感染症対策をホームページ等により保護者等に周知すること。

4 保健管理に関すること

- (1) 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底するとともに、同居家族の検温や体調管理にも取り組んでもらい、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらうよう周知すること。
- (2) 発熱または体調不良(咳、倦怠感など)がある場合や、健康に不安のある幼児児童生徒(微熱、風邪症状等)、保健所に濃厚接触者とされた幼児児童生徒は、登校させないように周知すること。
- (3) 学校は毎日の欠席等について、速やかに「学校等欠席者・感染症情報システム」へ入力すること。感染が疑われる者については、保護者等から保健所へ連絡するよう促すこと。欠席者の増加やクラスターの発生が疑われる場合は、速やかに保健所及び学校医に連絡し指示を仰ぐこと。その後、教育庁保健体育課へ連絡すること。

5 部活動等の取扱について

6月1日(月)から段階的に再開する。(参照：令和2年5月18日付け教保第271号)

6 学習保障に関すること

- (1) 授業時数の確保について
幼児児童生徒の学習保障のために、長期休業期間の短縮や土曜日の授業の実施など授業時数の確保に努めること。(参照：令和2年5月15日付け事務連絡)
- (2) 学習支援の取組について
新型コロナウイルス感染症の再流行に備えて、オンライン授業の教材作成を進めておくこと。

7 その他

学校等における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応を職員、保護者等へ周知すること。(参照：令和2年5月14日付け教保第261号)